

議案第 1 1 号

岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４６年岩倉市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項中「議会の議員」を「議会の議員及び消防団員」に改め、同条第２項中「３６の項から８６の項」を「３０の項から７９の項」に改める。

第３条第１号ただし書中「別に」を「、別に市長が」に改め、同条第２号ただし書中「市長」を「別に市長」に改める。

第４条第３項中「職員」を「一般職の職員」に改める。

別表中６の項を削り、７の項を６の項とし、８の項から１２の項までを削り、１３の項を７の項とし、１４の項から６０の項までを６項ずつ繰り上げ、６１の項を削り、６２の項を５５の項とし、６３の項から８３の項までを７項ずつ繰り上げ、８４の項を削り、８５の項を７７の項とし、８６の項を７８の項とし、同表に次の１項を加える。

７９	五条川小学校区統合保育園検討委員会 委員	日額	７，４５０円
----	-------------------------	----	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条及び別表の改正規定は、令和４年４月１日から施行する。